

令和7年度 服装規定

1 髪 型

- (1) 男女共に、髪型は清潔感のあるものとし、パーマをかけたり、髪の色を変えたり（染髪）しない。また、頭髮の一部のみを長くしたり、アシンメトリーにしたりするなど、デザイン性のある髪型にはしない。前髪は目にかからない程度の長さとする。
- (2) 男子の横髪は耳にかからない程度の長さとする。もみ上げは伸ばさず、後ろ髪は襟にかからないようにする。
- (3) 女子の後ろ髪は肩につかない程度とする。伸ばす場合は耳より下の位置で、1つまたは2つに束ねる。ゴムの色は、黒・紺・茶一色でデザイン性のないものとする。

2 制 服

(1) 夏 服

- (ア) 男子は、上は白の開襟シャツ、下は黒の標準学生服とし、黒のベルト（中間服、冬服も同様）を使用する。
- (イ) 女子は学校指定のセーラー服を着用し、スカートの長さは、ひざが隠れる程度の長さ（中間服、冬服も同様）とする。

(2) 中間服

- (ア) 男子は、上は白のカッターシャツ、下は黒の標準学生服とする。
- (イ) 女子は、白の丸襟ブラウスに学校指定のジャンパースカートを着用する。
- (ウ) 男女ともに、首回りがきつい場合は第一ボタンを開けてもよいが、必要以上に襟を開かない。

(3) 冬 服

- (ア) 男子は、上下ともに黒の標準学生服とし、中は白のカッターシャツを着用する。
- (イ) 女子は学校指定のセーラー服を着用する。
- (ウ) 寒い場合は、トレーナー等のインナーを着てもよいが、男子はカッターシャツを必ず着用する。男女ともに、色は白・黒・紺・茶・グレーのものを首や袖、裾から見えないように着用する。デザイン等が入った派手なものは認めない。
- (エ) 以下の物は、〔12月～3月まで〕は使用してもよい。色は白・黒・紺・茶・グレーのものとし、必ず、生徒玄関で着脱する（校舎内では着用しない）こと。
 - マフラー、ネックウォーマー等 ○女子のタイツ ○カイロ（校内には捨てないこと）
 - 手袋（自転車通学生については上記の期間以外も許可する）

(4) 全 般

- (ア) シャツの下には白無地（ワンポイント可）、薄いベージュ、グレー、黒の下着を着用する。
- (イ) 学校指定のネームを左胸のポケットにつける。
- (ウ) 暑いときはカッターシャツやブラウスの袖を捲いてもよいが、きれいに折り曲げる。
- (エ) 服装の更衣の変更時期については、学校で期日を設定する。

(5) 靴

- (ア) 登下校シューズは、本体・靴紐ともに白一色の運動靴とし、足底面が平らなスニーカータイプのものやハイカットタイプのものは認めない。
- (イ) 上履き、体育館シューズは、学校指定のものを使用する。

(6) 靴下

- (ア) 白色で、くるぶしが完全に隠れる長さのものを着用する。ワンポイントは認める。ラインが入っているものや、丈の短いくるぶしが見えるタイプのもの、ルーズソックスは認めない。

3 その他

- (1) 化粧をすることや、眉を細くすること（まゆそり）、ピアス等を付けることは認めない。
- (2) ミサンガや、首・手首・足首等につけるタイプのスポーツ用品等は着用しない。
- (3) 制汗剤等は使用してもよいが、無香料のものとする。使用する場所をよく考え、他人に迷惑をかけないようにする。校内ではカバンの中に入れておく。
- (4) 肌や唇が乾燥する場合は、ハンドクリームやリップクリーム等を使用してもよいが、無香料のものとする。色つきや、ラメ等が入っているものは認めない。
- (5) 使用したマスクは校内には捨てず、できるだけ自宅へ持ち帰る。
- (6) 冬場に持参したカイロは、授業中に机上に出したり、投げて遊んだりしない。